

(甲号設計)

設 計 書										
年 度	8	_____			_____			_____		
業 務 名 称	フラワーポット管理業務									
設 計	令和8年1月									
期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日									
履 行 場 所	堺東駅前、大小路筋、堺警察署、堺駅前、湊駅前、上野芝駅前、鳳駅前、大仙公園予定地、大仙公園第3駐車場前、深井駅前、梅・美木多駅前、光明池駅前									
公益財団法人 堺市公園協会										

設計概要	<p>本業務は、堺東駅前、大小路筋、堺警察署、堺駅前、湊駅前、上野芝駅前、鳳駅前、大仙公園予定地、大仙公園第3駐車場前、深井駅前、梅・美木多駅前、光明池駅前に設置しているフラワーポット、花壇及び、ハンギングバスケットの維持管理を業務委託するものである。</p>	
	灌水(トラック使用1)	80回
	灌水(トラック使用2)	30回
	灌水(トラック使用3)	10回
備考	<p>工種区分:道路維持(役務委託) 施工地域区分:市街地(大都市(2))</p>	
設計金額	¥	円
消費税額	¥	円
<p>公益財団法人 堺市公園協会</p>		

特記仕様書

本特記仕様書は、令和8年度公益財団法人堺市公園協会が発注する下記業務に適用する。なお、本業務は、設計書及び樹木等管理業務共通仕様書に従うとともに、本特記仕様書を優先するものとする。

1. 業務名称

フラワーポット管理業務

2. 業務概要

本業務は、堺東駅前、大小路筋、堺警察署、堺駅前、湊駅前、上野芝駅前、鳳駅前、大仙公園予定地、大仙公園第3駐車場前、深井駅前、榎・美木多駅前、光明池駅前に設置しているフラワーポット、花壇及び、ハンギングバスケットの維持管理を業務委託するものである。

3. 提出書類

- (1) 契約書（2部）
 - (2) 着手届・業務責任者届・業務工程表（各1部）
 - (3) 業務計画書（1部）
 - (4) 運搬車両車検証（写し）※1
 - (5) 一部再委託届出書（1部）
 - (6) 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（堺市様式、堺市長宛てのもの）（1部）
 - (7) 請負業者賠償責任保険証書の写し
 - (8) 業務写真（作業の前・中・後及び枝葉等積込中・下ろし中）（1部）
 - (9) 業務完了届（1部又は2部）
 - (10) 業務月報・業務週報（各1部）
 - (11) 打合せ簿（1部）
 - (12) その他当協会監督員の指示するもの
- ※1 運搬車両車検証（写し）について、個人所有の車両を貸借契約し、使用する場合は「車両使用承諾証明書」を添付すること。

4. 灌 水

灌水に必要な水は、できる限り下水処理場の処理水（Q水くん）を使用すること。公園内の水は使用しないこと。また補給する際は水量が分かるように補給開始と終了のメーター数を写真にて記録すること。

下水処理場の紹介

狭山処理場	大阪狭山市東池尻 6-1647	T E L	0723-65-2490
今池処理場	松原市天美西 7-265-1	T E L	0723-36-7655
北部処理場	泉北郡忠岡町新浜 3	T E L	0724-23-2255

灌水は、表土を流さないよう時間をかけて十分に行い、草花をいためないよう根部に十分に浸透していることを確認し、指定灌水量は必ず守ること。夏期の日中、冬期の夕方の灌水は避けること。天候・土壌状態等に考慮し、盛夏の灌水は日中を避けるよう特に注意すること。工期全体で無駄なく時期を逸しないよう監督員と連絡を密に行い作業すること。草花等植付後の灌水作業は、直ちに実施すること。ホース灌水は、蓮口器具等を用い緩めに行い、1ヶ所に水溜りができることは避けながら、土等を掘り起こさないよう充分に行うこと。

灌水時にポット内及びその付近に生えている大きな雑草（不要な草）や花がらは、その都度、撤去し景観の最良に努めること。灌水時にポットに張り付けられた不要なシール等は、その都度、跡形なく撤去すること。給水する際に毎回、写真は必ず成果品に添付すること。通行人及び通行車両等にかかることのないよう施工すること。

灌水の設計数量については、過年度の実績をもとに算出している。天候により設計数量と出来高数量に差異が生じた場合は設計変更の対象とする。

5. 作業体制

(1) 業務実施計画書

- ① 受注者は、現場に常駐する現場責任者を選任し、その氏名を含む作業体制を業務実施計画書に記載しなければならない。
- ② 受注者は、本業務を履行するために再委託契約を締結したときは、現場に常駐する再委託先が選任した作業責任者の氏名を含めた作業体制を業務実施計画書に記載しなければならない。
- ③ 履行期間中において作業体制に変更があった場合は、受注者は、速やかに業務実施計画書を変更しなければならない。

(2) 業務週報、日報

受注者は、業務週報、日報の作業欄に現場責任者、作業責任者、作業員の氏名を受注者、再委託先ごとに記載しなければならない。

6. 請負業者賠償責任保険

受注者は、業務着手前に請負業者賠償責任保険に加入しなければならない。保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更の際し、履行期間変更時は速やかに保険期間を変更し、契約金額変更時には保険金額を変更しなければならない。

(1) てん補限度額

① 対人賠償

- ・ 被害者1名当りのてん補限度額 5,000万円以上
- ・ 1事故全体のてん補限度額 1億円以上

② 対物賠償

- ・ 1事故全体のてん補限度額 1,000万円以上

③ 免責金額（自己負担額）

対人賠償・対物賠償とも10万円以内

(2) 被保険者名 発注者、受注者

(3) 保険期間 業務着手日から履行期間末日まで

8. その他

官公庁、警察への諸手続が必要な場合は、受注者が責任をもってこれをなすこと。

作業にあたっては、監督員の指示に従うこと。

その他問題が生じたときは、そのつど監督員に連絡をとり指示を仰ぐこと。

万一、人や物に損傷を与えた場合や事故発生の場合は、ただちに監督員に連絡すること。作業に起因する損傷及び事故については、受注者の責任において発生時から修復完了まですべての事項について誠意を持って解決しなければならない。

樹木等管理業務共通仕様書

公益財団法人堺市公園協会で行う樹木等管理業務はすべてこの仕様書に従って履行し、その他必要な事項は特記仕様書によるものとする。業務責任者は、現場を把握し、設計書及び仕様書等に基づき業務を履行するものとし、内容において疑義が生じた場合、本協会監督員（以下「監督員」という。）に確認して指示を受けなければならない。

業務履行に当たり、業務責任者に対する指示、承諾、協議及び通知は、原則として書面により行うものとする。

1. 総則

(1) 作業日時間

- 1) 土・日・祝日と年末・年始は、原則作業を行わないこと。（作業時間は、灌漑工を除き、9:00 から 17:30 まで（準備・後片付けは含まない）を基本とする。ただし、工程遅延等によりやむを得ず上記の曜日・期間に作業を希望する場合は、事前に監督員の了解を得たうえで、休日作業届を提出すること。

(2) 年間工程表・週間工程表・作業終了連絡

- 1) すべての工種は、仕様書を遵守した年間工程表を業務実施計画書に記載し、監督員の了解を得ること。仕様書に施工時期の記載のない工種については監督員に確認すること。
- 2) 作業予定について、監督員に前週までに週間工程表を FAX または、電子メールにて送付すること。雨天等により予定を変更する際は速やかに連絡すること。また、集中作業期間を終えたとき、速やかに監督員に連絡すること。

(3) 苦情要望・事故対応

- 1) 地元及び警察等による要望、苦情等があった場合、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。
- 2) 万一、人や物に損傷を与えるなどの非常事態が発生したときは、臨機の処置をとり、ただちに監督員に報告すること。作業に起因する損傷及び事故については、受注者の責任において、発生時から修復完了まですべての事項について誠意をもって解決すること。

(4) 業務改善指示

作業内容に不足があった場合、監督員がその改善指示を行うので受注者は、週報に記載すること。

(5) 安全管理

- 1) 作業従事者は身体を保護するため防塵眼鏡、前掛、レガース、ヘルメット、安全靴等を着用し怪我の防止に努めること。
- 2) 作業中は、通行車両等に対して危険が及ばぬよう注意し、業務内容を明記した看板を掲示しバリケード・ロープ・シート等により安全対策を講じること。指示箇所及び近隣に建築物、車両等が所在する作業箇所では小石等飛散による破損防止シート措置を必ず行うこと。

業務内容を明記した看板の記入内容等は下記のとおりとする。

①業務名

- ②履行期間
 - ③作業内容
 - ④受注者名・連絡先
 - ⑤発注者名・連絡先
 - ⑥看板の大きさは、縦 90 cm 横 60 cm を標準とする。
- 3) 作業車両の前後歩車道に上記の安全対策用物品を備え、必要に応じ交通整理を行い歩行者、自転車、通行車両の安全を確保すること。
 - 4) 業務に使用する建設機械並びに資器材等の搬入及び搬出にあたっては、現場付近の道路状況や住宅環境等を綿密に調査し、無理のない計画を立案すること。
 - 5) 車両規制や通行規制等の解除に伴う許可の申請及び取得は受注者の責任において行うこと。
 - 6) 道路上から作業をする場合は、所轄警察署の道路使用許可証（写し）を携帯し、許可条件等を遵守すること。
 - 7) 交通誘導警備員は、業務の危険性を十分認識し歩道、車道等において車両・歩行者等の誘導整理・案内をサービスとし、これに専念しなければならない。また、事前に業務計画書の緊急連絡表等を熟知しておくこと。
 - 8) 切断した葉・枝等が交通の支障にならないよう、速やかに集積し 2 t ダンプトラック等に積込むなどの対策を講じること。また、電線に作業枝がかかるような場合や切った枝が電線に引っ掛かった場合は、関西電力に連絡し感電事故が起これぬよう対応を依頼すること。
 - 9) その他安全対策上必要と認められる事項については、監督員の指示に従うものとする。
 - 10) 作業資格
 - 以下の作業用機械・車両を用いる場合は、作業資格者一覧を提出すること。
 - ① 動力式切断機（チェーンソー等）を用いた樹木伐採作業は、労働安全衛生法の規定により、特別教育及び安全衛生教育の修了者が行うこと。
 - ② 動力式刈払機を用いた刈払作業は、「安全衛生教育を要する業務」と規定されているので業務従事においては、教育修了者で行うこと。
 - ③ 高所作業車を用いた作業は、「高所作業車運転技能講習又は高所作業車運転特別教育を修了した者」と規定されているので業務従事においては、修了者で行うこと。
 - 11) 高所作業
 - ① 高所作業車を用いた作業は、剪定や支障木伐採等で脚立、ハシゴ等での作業が困難な樹木に対応するもので、監督員からの指示に従い、適切な作業床高の作業車を提供すること。
 - ② 作業床では安全帯を手すり等に掛け、定格荷重及び定員内で作業すること。
 - ③ 作業は堅固な地盤にアウトリガーを最大に張り出し、水平を確保して作業すること。
 - ④ 作業時は必ず交通誘導警備員を配置し公園利用者や通行人の安全を確保すること。
 - ⑤ 短い移動時でもブーム、アウトリガーは必ず完全に格納した状態で移動すること。

(6) 廃棄物処理

1) 草、剪定枝等の処分について

① 一般廃棄物収集運搬業許可車両との重複について

堺市一般廃棄物収集運搬業許可登録車は、この発注にかかる当協会の委託業務での使用は認められない。

② 除草・剪定等の作業を行っている事業者のみが、処分先まで運搬できることから除草、剪定等の作業を行っている事業者が運搬業者となる。作業者が下請業者、運搬が元請業者といった場合の運搬は不可である。

2) 剪定枝、草等の処理場の概要と搬入基準

堺市クリーンセンター臨海工場の概要と搬入基準

① 搬入先

ア 堺市クリーンセンター臨海工場

堺市堺区築港八幡町1番地70

072-282-7400

イ 搬入日時

a 午前8時30分～午後4時30分まで

b 月曜日～日曜日（ただし、年始及び指定日を除く）

ウ 搬入区分及び料金

搬入区分	料金
100kg以下	一律1,100円
100kgを超える場合、10kgにつき110円を加算。	

搬入伝票は本書に業務名を記入し、担当者が確認した後にコピーを提出のこと。

エ 搬入基準

堺市クリーンセンター臨海工場における処分は動植物残渣、紙類、木屑、布屑等の可燃物に限る。

オ 搬入登録車

受注者は搬入登録する車両について、事前に剪定枝等搬入車両番号一覧表・搬入許可カード発行一覧表・車検証の写しを監督員に提出し、その承諾を受けること。

(7) 写真管理

1) 業務写真は、カラー写真とし、各工種に応じた内容が確認できる全体写真及び部分写真を、作業前、中、後の同一方向・同一箇所撮影すること。又、破損防止シート措置等安全対策を施した場合は、その状況写真を併せて撮影すること。

2) 撮影時には、黒板に業務名・受注者名・作業箇所・作業状況を必ず明記すること。

3) デジタル写真を用いる場合は、十分に認識できるものであれば、デジタルカメラによる写真の印刷物も写真と同等とみなす。

4) 撮影頻度については、工種毎、花壇毎、作業日毎を標準とする。なお、撮影場所、撮影頻度、写真の提出方法などは、業務計画書に記載し、監督員に確認し、承諾を得ること。

(8) 検査

業務の検査については、本業務終了後、業務責任者は監督員に業務完了届及び業務完了関係書類を提出し検査を受けること。

(9) その他

業務に要する一切の資機材は、受注者において負担すること。

(10) 暴力団等の排除

1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

② これらの事実が確認された場合、本協会は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本協会の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3) 誓約書の提出について

① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本協会へ提出しなければならない。

③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4) 不当介入に対する措置

① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本協会に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本協会に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指示しなければならない。

③ 本協会は、受注者が本協会に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

④ 本協会は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指示を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

2. 各工種別仕様

(1) 剪定

1) 監督員と立会のうえ必要に応じて、見本切り剪定を行い、監督員が確認後これに準じて進めるものとする。

又、下記項目について認識し、作業をすること。ただし、現場によっては臨機に対処すること。(例えば、隣家の屋根・樋等に影響を及ぼしている場合等)

- ① 主幹は、一本で直立させること。
- ② 主枝は、できる限り四方に平均にラセン状になるように配枝すること。
- ③ 主枝の発生角はやや斜上向枝となるように配枝すること。
- ④ 配枝に際しては、先端に行くに従い分枝を多くする末広りの扇状形に配枝すること。
- ⑤ 枝幹の太さは、急激な変化のないよう順次先端に行くに従い先細りとする。
- ⑥ 樹形は常に左右バランスのとれた安定した姿とする。
- ⑦ 上頂生長の激しい樹木では、上端を強く抑制し、下部枝は、弱度の剪定とすること。
- ⑧ 勢いの強すぎる直立枝は枝の分岐点で切戻しするか、斜上向枝に切り替え勢力を抑制するよう配慮すること。
- ⑨ 常に樹形の伸縮調整のため、ふところに次期骨格補枝となる優良枝を残し育成を心掛けること。
- ⑩ 亜主枝は、常に樹形の伸縮調整のため、勢いの強い太く若い枝で残すこと。
- ⑪ 枝の分岐角、徒長枝の析曲はなめらかで自然でなければならない。
- ⑫ 樹形は常に壮年樹の姿を保つように仕立てること。
- ⑬ 下枝は長く太く枝数多い分枝を保ち、上頂枝は短く細い枝で分枝を少なくすること。又、下枝間隔は広く、上頂に行くに従い枝間狭く配枝すること。
- ⑭ 松については、枯葉、病枝、弱枝、通風採光に不要な障害枝、徒長枝の切り詰め及び枯葉の掃除程度とすること。

2) 基本的事項

- ① 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。
- ② 剪定方法には、枝おろし(大枝おろし)、枝すかし、ふところすかし、切り詰め、枝抜き、切り返し、枝はさみ、枝うち、枝かき、等があり、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行うこと。
- ③ 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てること。
- ④ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定すること。又、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定すること。
- ⑤ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。
- ⑥ 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。
- ⑦ 剪定した枝葉は剪定作業と並行し直ちに公園樹の根元等にまとめると共に樹木周辺をきれいに清掃すること。
- ⑧ 剪定した枝葉は、原則即日処分すること。やむを得ず即日処分が不可能な場合は、枝葉を数ヶ所にまとめて飛散しないように処置し、監督員に連絡のうえ、後

日処分すること。

3) 主な剪定方法

- ① 大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう、切断予定箇所の数100mm上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除すること。大枝の切断面には必要に応じて監督員の指示により防腐処理を施すこと。
- ② 切り詰め剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定すること。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、枝垂れものは内芽）を残すものとする。
- ③ 切り返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切り取り、及び樹勢を回復するために樹冠を小さくする場合などに行うこと。
- ④ 剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取ること。
- ⑤ 骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切り取ること。
- ⑥ 枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切り取ること。

4) 弱剪定

- ① 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することを言う。
- ② 主として剪定すべき枝
 - ア 枯枝（以前切除した枝の切り跡が枯れた部分を含む）
 - イ 生長のとまった弱小の枝（以下「弱小枝」という。）
 - ウ 著しく病虫害におかされている枝（以下「病虫害枝」という。）
 - エ 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という。）
 - オ 折損によって危険をきたす恐れのある枝（以下「危険枝」という。）
 - カ 樹冠、樹形及び生育上不要な枝（以下「不要枝」という。）
 - a やご（ひこばえ）
 - b 幹ぶき（胴ぶき）
 - c 飛び枝（徒長枝）
 - d からみ枝
 - e 逆さ枝
 - f きり枝
 - g ふところ枝
 - h その他（車枝、立枝、対生枝、平行枝等）
- ③ 病虫害枝、障害枝は、全体の樹形を考慮しつつ剪定すること。
- ④ 枯枝、弱小枝等はその枝のつけ根から切り取ること。
- ⑤ 公園樹の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一をはかりつつ剪定すること。

5) 強剪定

- ① 強剪定とは弱剪定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことを言う。
- ② 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を

仕立てること。

- ③ 古枝で先端部が大きなこぶとなっているもの、又割れ腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切り返すものとする。

6) 刈り込み

① 一般事項

ア あらかじめ中の雑木実生やツルを除くこと。

イ 特にツルは必ず根切りを行うこと。樹冠に絡んだツルもほどいて切除すること。

ウ 低木の枯損があれば撤去すること。

エ 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈り地原形を充分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈り込むこと。

オ 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込む。又、針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ十分注意しながら芽つみ等を行うこと。

カ 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。

キ 刈り取った枝葉は樹冠内に残らないようきれいに取り去ること。刈り込んだ樹木、寄植等の周辺は、きれいに清掃すること。

② 大刈り込み

ア 各樹種の生育状態に応じ、刈り地原形を充分考慮しつつ刈り込むこと。

イ 植え込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行うこと。

③ 生垣刈り込み

枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈り込み、天端をそろえること。

(2) フジ剪定

1) 夏期剪定

① 果実を切除すること。

② 絡み合った枝をほどいて、込み合った枝や上向きの枝を枝元から切除すること。骨格枝とシュロ縄の結束をバランスよく再配置し、長枝は棚端から300mm程度控えた位置まで切り戻すこと。

③ 上記の作業にて、概ね棚全体の面積の2/3を覆う程度に枝葉量を調整すること。

④ コブを切除し、患部に腐食防止剤を塗布すること。コブ切除に用いた刃物は消毒しない限り他の作業に絶対に使用しないこと。

2) 冬季剪定

① 絡み合った枝をほどいて、込み合った枝や上向きの枝を枝元から切除すること。

② 短枝は優先的に残し、骨格枝でない長枝は花芽を3~4個になるよう、先端の残置外芽基部から10mm上部の位置で切り戻すこと。

③ 従来の骨格枝で腐朽が目立つものは切除し、切断面直径が20mm以上になる場合は腐朽防止剤を塗布すること。後、別の長枝で骨格枝を配置し直すこと。

- ④ 上記の作業にて、骨格枝とシュロ縄の結束をバランスよく再配置し、長枝は棚端から500mm程度控えた位置まで切り戻すこと。ただし棚端から500mm以内に花芽があればその花芽は残すこと。
- ⑤ コブを切除し、患部に腐食防止剤を塗布すること。コブ切除に用いた刃物は消毒しない限り他の作業に絶対に使用しないこと。

(3) 支障木伐採

- 1) 枯損木及び管理上支障となる樹木を伐採するものである。原則として切った枝や幹を地上に自然落下させる。伐倒も可能とする。
- 2) 伐採高さは監督員に確認の上作業を行うこと。

(4) 除草

- 1) 機械除草
使用機械は、肩掛式刈払機（カッター式）を基本とする。
- 2) 人力除草
 - ① 抜取除草
移植ゴテ、鎌等を使用し、根ごと取り除くこと。
 - ② 切取除草
鎌等を使用し、刈り取ること。
- 3) 機械除草・人力除草共通項目
 - ① 草の条件について、密生度は雑草が比較的多く、草の種類は茎が軟らかい広葉雑草が多い場合を標準としている。
 - ② 作業前に小石、瓦礫、空カン・空ビン、粗大ゴミ、枯木等、作業に危険を伴う障害物は以下のとおり処理すること。
 - ア 小石は植栽地の適切な箇所へ穴を掘り埋め込むこと。
 - イ 空カン・空ビンはビニール袋等に入れて集積し監督員に連絡すること。
 - ウ 瓦礫、粗大ゴミ、放置されている樹木支柱等は集積し監督員に連絡すること。
 - ③ 機械除草及び人力切取除草の刈り取り高さは10mm～20mm以内とする。ただし、現場状況により監督員の指示に従うこと。
 - ④ 植栽樹木の根元、棚の下等機械刈り取り作業ができない箇所、刈りむらのある箇所、側溝等にはみ出ている箇所は鎌等で刈り取り、耳切りを行い、つる性雑草を除去し、大きな草株は抜き取ること。
 - ⑤ 除草作業後の草は、植栽地等、歩行者の障害にならない箇所へ飛散しないよう、すみやかに集積し、原則即日処分すること。やむを得ず即日処分が不可能な場合は監督員に連絡のうえ、後日処分すること。
 - ⑥ 既存植物、地被類等をいためないよう配慮すること。
 - ⑦ 除草回数、箇所及び時期については、監督員に確認の上、作業を行うこと。
- 4) 水中除草
 - ① 刈り取り高は水面とし、鎌等を使用し刈り取ること。
 - ② 水質悪化の原因になるゴミ、浮草、落葉などを取り除くこと。

- ③ 回収したゴミ等は、十分に水分をきってからペットボトルと空カン・空ビンと一般ゴミに分別し、袋詰めした後園内指定場所へ運搬集積すること。

(5) 芝生管理

1) 刈込

- ① 刈込み時期については監督員に確認の上、作業を行うこと。天候により成育の遅い、早いがある場合は、成育状況を見ながら行うこと。
- ② 刈込み高さは、20mm以内とすること。

2) エアレーション

- ① 実施時期は2月下旬～3月中旬を想定の上、事前に準備すること。なお、利用状況等に配慮した実施計画をたてること。
- ② コアリング式エアレータ1tトラクタ牽引作業幅910mmを標準とする。スパイクを使って回転によって、地中に差し込み土壌をえぐり取り（コアリング）作業する。コアの深さは70～100mm程度、間隔は50～150mm程度で芝生全面にムラなく作業する。

3) 目土掛け

作業後は目土（川砂等）をレーキ等で芝生広場全体に均すこと。目土は監督員にサンプルを渡し、事前に承諾を得ること。

(6) 清掃（落葉清掃）

- 1) 落葉やゴミなどの一般ゴミとペットボトルと空カン・空ビン等をかき集め分別し、袋詰めした後、指定場所へ運搬集積すること。
- 2) L型溝、雨水樹上に溜まった落葉やゴミ等は水の流れを阻害し、下水管に流れこむと詰りの原因になるので取り除くこと。
- 3) 植込み内に散乱するゴミ類と共に、落葉、落枝も竹ぼうき等によりかき集め集積し、袋詰めすること。なお、出来る限り土を含めないよう注意すること。
- 4) 電気製品等の不法投棄ごみを発見した場合は、監督員に連絡を行うこと。
- 5) 作業日時及び資源ゴミ等の処理方法については監督員の指示に従うこと。

(7) 側溝清掃

- 1) 清掃箇所は監督員の指示によるものとする。
- 2) 土砂の運搬処分にあたっては、土砂の流出、飛散および悪臭の漏れる事のない構造の車を使用し、関係法令を順守し責任をもって行うこととし、監督員の指示する場所に荷下ろしすること。
- 3) 側溝は無蓋で幅240mm、堆積高さは50mmを標準としている。

(8) 水面清掃

- 1) 水質悪化の原因になるゴミ、浮草、落葉等を取り除くこと。
- 2) 回収したゴミ等は、十分に水分をきってからペットボトルと空カン・空ビンと一般ゴミに分別し、袋詰めした後指定場所へ運搬集積すること。

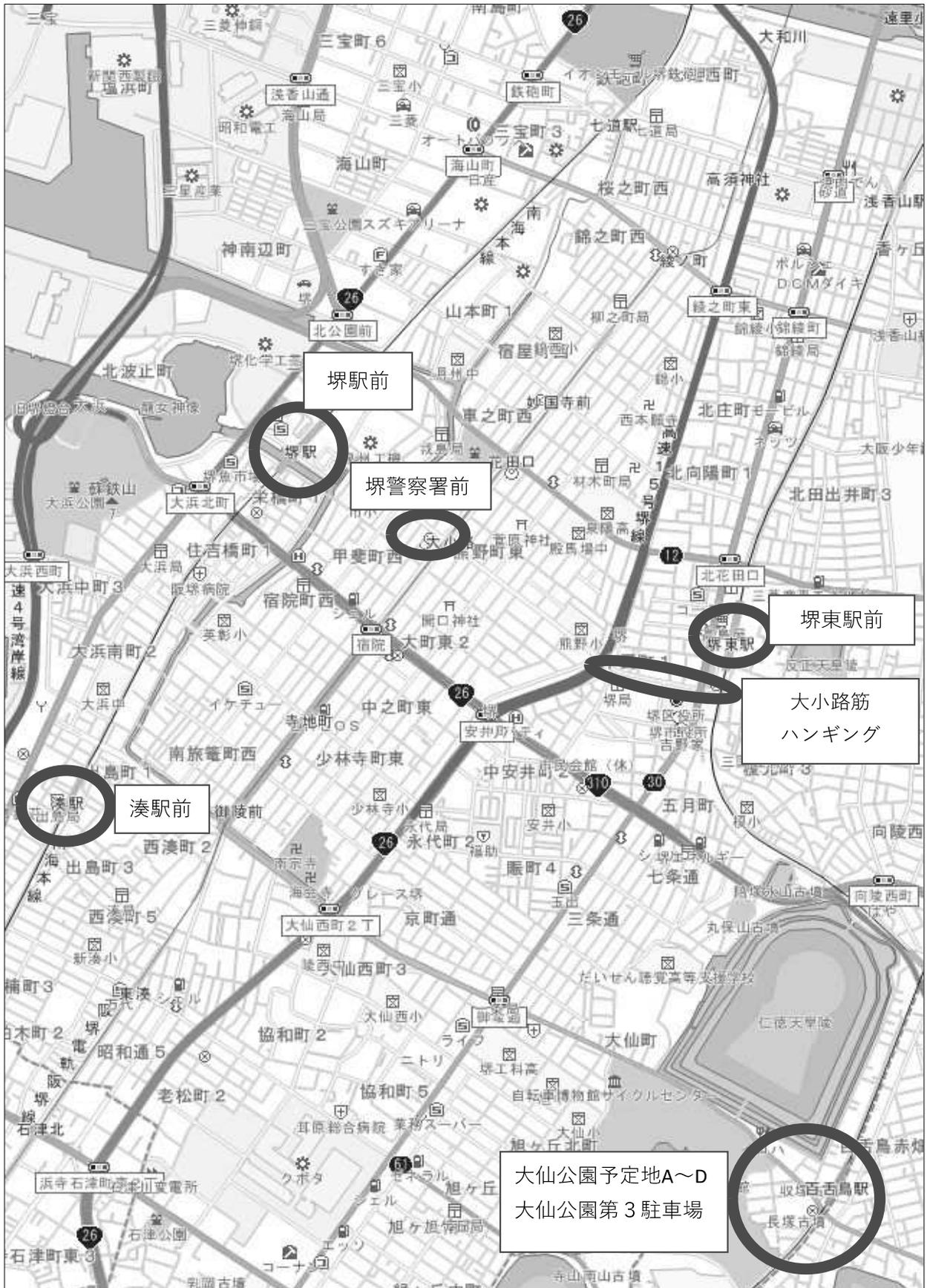
(9) 灌水

- 1) 所定の樹木に灌水を行う場合は、あらかじめ水鉢を作り、流水・漏水のない様に入念に行うこと。なお、現地等により水鉢が作れない場合は、土壤に穴を開ける等の対策方法を監督員と協議を行いその指示に従うこと。
- 2) 灌水施工対象樹木は、監督員の指示を受け、着手前に現場を確認すること。
- 3) 設計書に記載のない場所・樹木等にもその状態をみて、必要に応じて監督員の承認を受けた後、施工すること。
- 4) 必要水は、できる限り下水処理場の処理水（Q水くん）を使用すること。公園内の水は使用しないこと。
- 5) 灌水作業は、車両より降り、あらかじめ作った水鉢等部分に根元の掘れの無い様適量・適圧で灌水すること。
- 6) 特に、樹種・生育状況等により適切に灌水すること。
- 7) 道路等は無駄に水を流さない様、有効に灌水すること。
- 8) 灌水はできるだけ早朝及び夕方に行い、日中は避けること。
- 9) 降雨時や降雨が一両日中に予想される場合は、灌水を中止すること。

下水処理場の紹介

- ・狭山処理場 大阪狭山市東池尻 6-1647 電話0723-65-2490
- ・今池処理場 松原市天美西 7-265-1 電話0723-36-7655
- ・北部処理場 泉北郡忠岡町新浜 3 電話0724-23-2255

全体位置図 1



全体位置図 2



全体位置図 3



全体位置図4



大仙公園予定地A～D

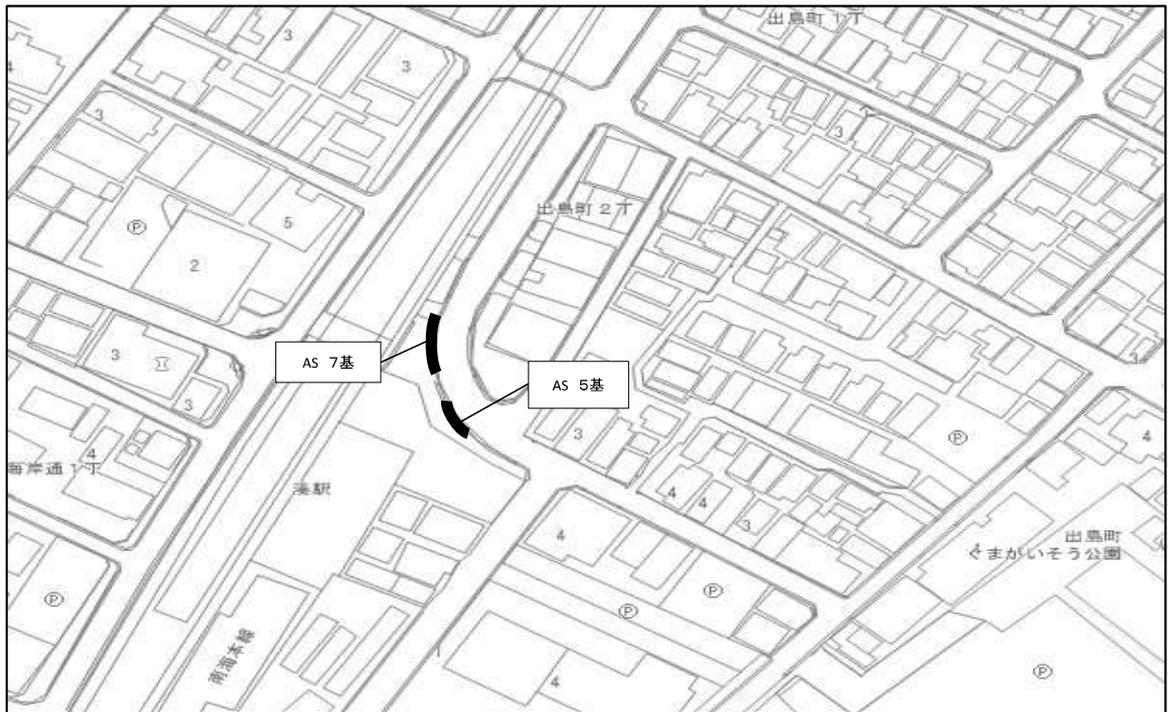
大仙公園第3駐車場



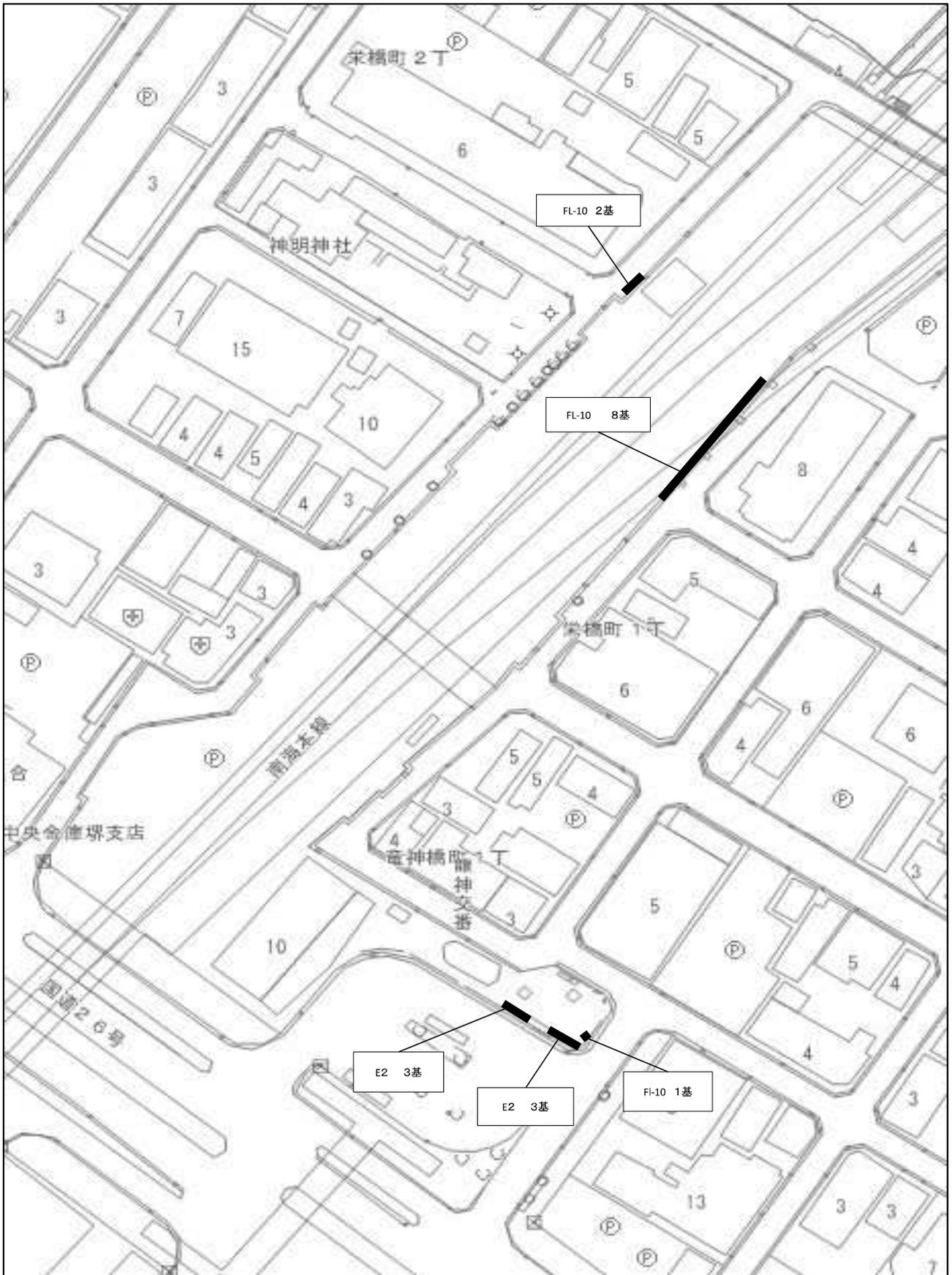
堺警察署



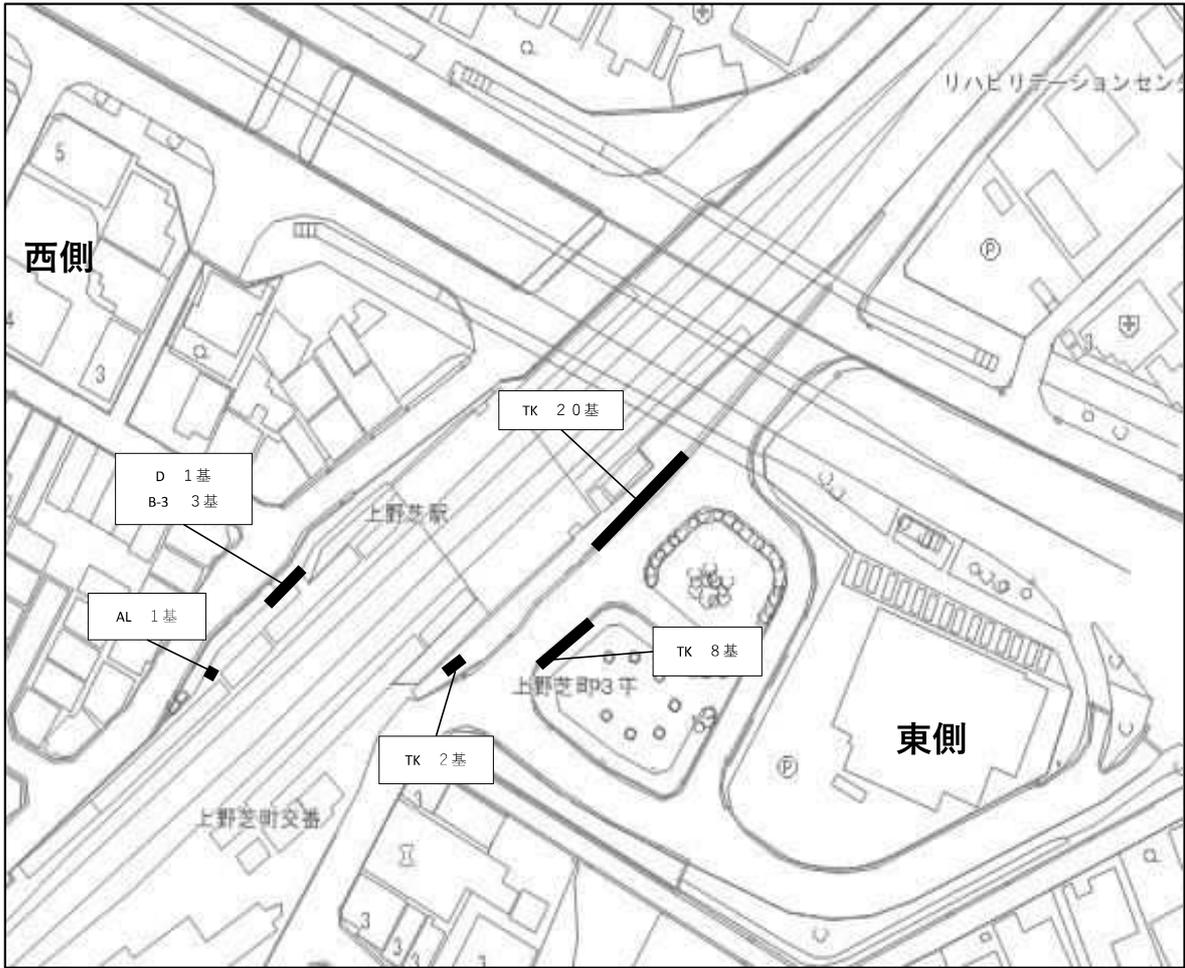
湊駅前



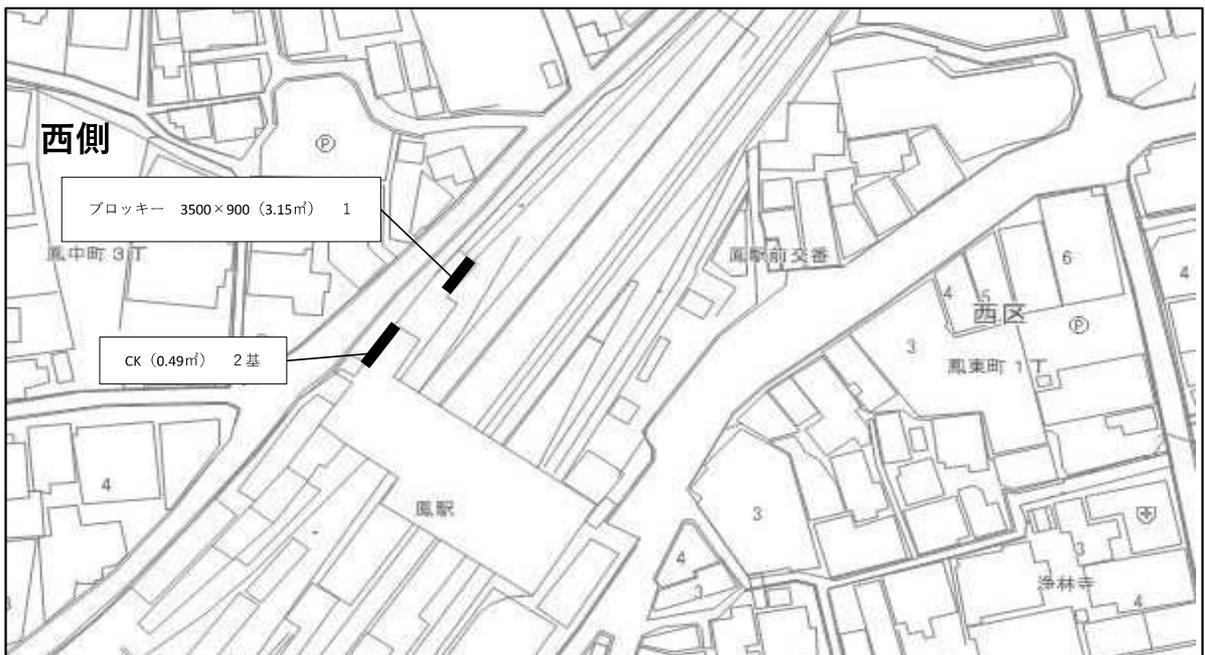
堺駅前



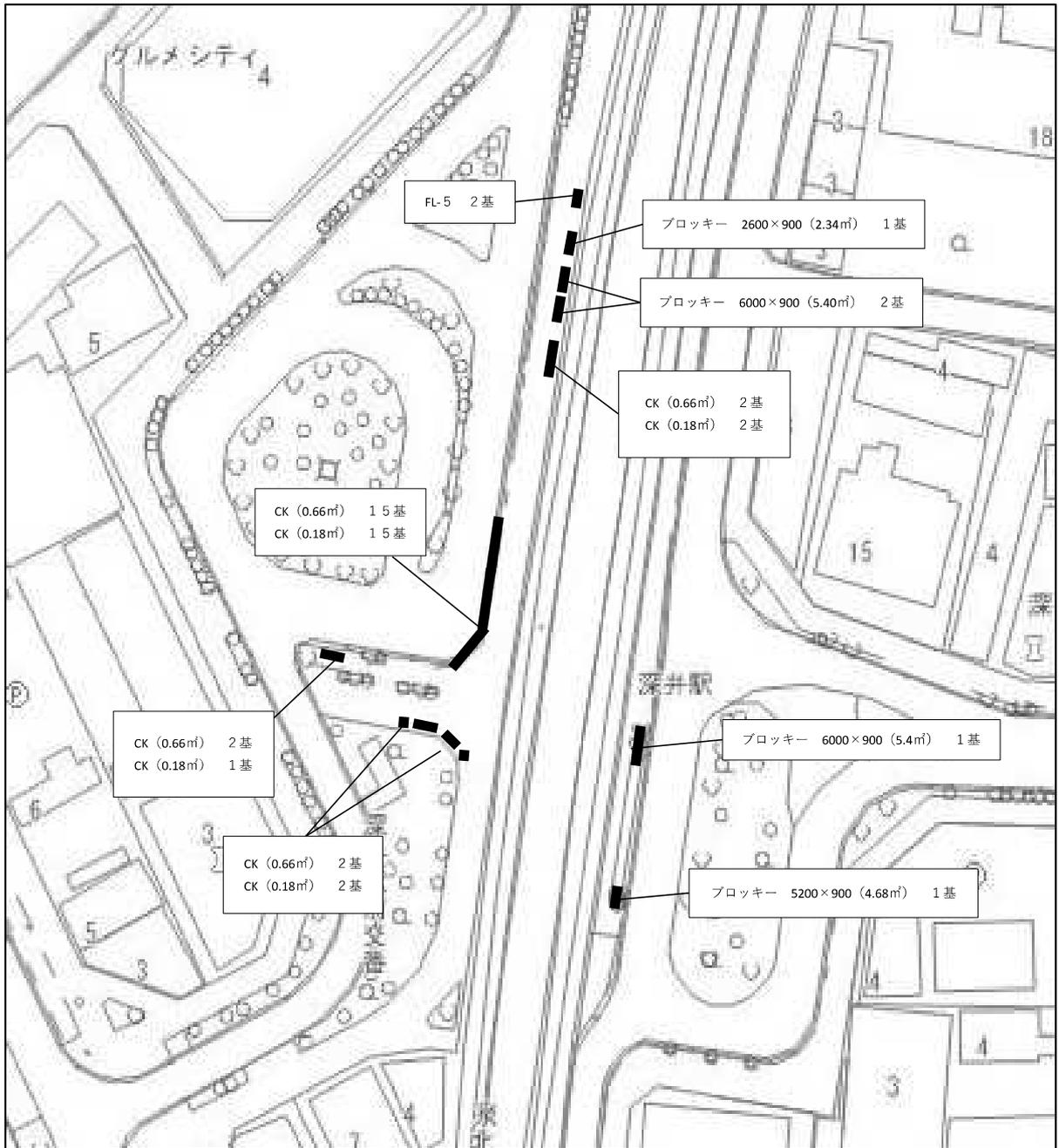
上野芝駅前



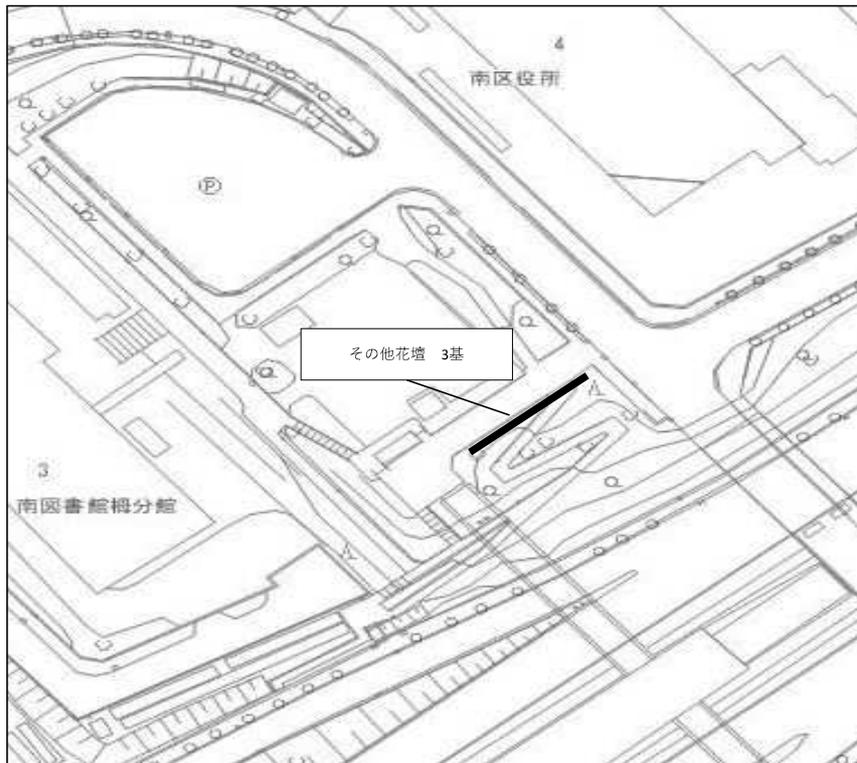
鳳駅前



深井駅前

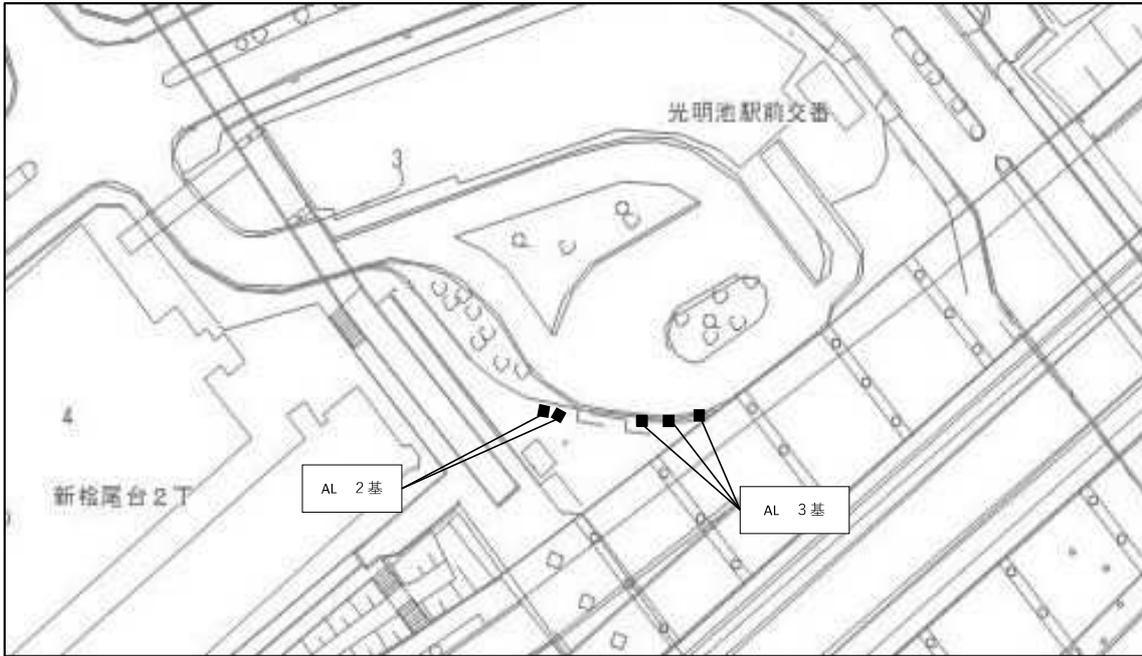


梅・美木多駅前



光明池駅前

北ゾーン



南ゾーン

※赤丸で囲ってある部分のみが市民協働

